

第一章 総則（第一条～第七条）	第二章 子ども・子育て支援給付（第十条）	第三章 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条～第三十条）
第一節 通則（第八条）	第二節 教育・保育給付認定等（第十九条～第二十六条）	第三節 子どものための教育・保育給付（第二十七条～第三十条）
第二款 子育てのための施設等利用給付（第三十条の二～第三十条の三）	第三款 施設等利用給付認定等（第三十条の四～第三十条の十）	第四款 子育てのための施設等利用給付（第三十条の十一～第三十条の三十）
第一款 保育事業者（第三十一条～第四十二条）	第二款 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等（第三十一条～第四十三条）	第三款 施設等利用費の支給（第三十一条～第三十一条の十）
第四節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（第五十五条～第五十六条）	第五節 業務管理体制の整備等（第五十五条～第五十六条）	第六節 子育て支援給付（第五十六条～第五十八条）
第六章 費用等（第六十五条～第七十一条）	第七章 市町村等における合議制の機関（第七十二条）	

## 第一章 総則

**(目的)** この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もつて一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

**(基本理念)**

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各自の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

第三条 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであつて、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならぬ。

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようによるために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

**(事業主の責務)**

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

**(国民の責務)**

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

**(定義)**

第七条 この法律において「保護者」とは、親権を行ふ等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するため必要な援助を行うこと

三、子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を圓滑に利用するため必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、

多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうら、特に専門性の高い施設及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならぬ。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようによるために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

第七条 この法律において「保護者」とは、親権を行ふ等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を圓滑に利用するため必要な援助を行うこと

三、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、

の後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。

第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第一一六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所訪問型保育事業として行われる保育をいう。

この法律において「事業所内保育」等とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

一、認定こども園（保育所等（認定こども園法第一二条第五項に規定する保育所等）をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十九



において必要な保育を受けることが困難であるもの

#### (市町村の認定等)

**第二十条** 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならぬ。

前項の認定は、小学校就学前子どもが居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもが居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもが保護者の現在地の市町村が行うものとする。

市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

市町村は、第一項及び前項の認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を行つたときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」といふ。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにおいて、市町村が、内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないと理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。当該申請のあった日から三十日以内にしなければならぬ。

市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないと理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。当該申請のあった日から三十日以内にしなければならぬ。

働又是疾病の状況の調査に日時を要することその他特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

**第二十一条** 教育・保育給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「教育・保育給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。（届出）

**第二十二条** 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病的状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。（教育・保育給付認定の変更）

第二十三条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教

育・保育給付認定子どもの該当する第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に申請することができる。

（都道府県による援助等）

**第二十四条** 教育・保育給付認定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。

一 当該教育・保育給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

二 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行つた市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定の返還を求めるものとする。

（都道府県による援助等）

**第二十五条** 都道府県は、市町村が行う第二十

条、第二十三条及び前条の規定による業務に關し、その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）児童相談所又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。

市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者に對し、支給認定証の提出を求めるものとする。

**第二十六条** この款に定めるもののほか、教育・保育給付認定の申請その他の手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

**第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給**

市町村は、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として認定証の提出を求めるものとする。

第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令

で定める。

4 市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者に對し、支給認定証の申請その他の手續に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

（内閣府令への委任）

（内閣府令への委任）

額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

- 一 第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案し、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）
- 二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額内閣総理大臣は、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令並びに前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。
- 三 内閣総理大臣は、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令並びに前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。
- 四 教育・保育給付認定保護者と当該支給認定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該教育・保育給付認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。
- 五 前項の規定による支払があつたときは、教育・保育給付認定保護者に対し施設型給付費の支給があつたものとみなす。
- 六 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があつたときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準（特定教育・保育の取扱いに照らして審査の上、支払るものとする。）に照らして審査の上、支払るものとする。
- 七 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
- 八 （特例施設型給付費の支給）
- 二 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
- （特例施設型給付費の支給）
- 二 第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別

別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

- 一 教育・保育給付認定子どもが、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力を生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。
- 二 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、当該特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対する提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）を受けていたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるとき限り）。
- 三 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるとき限り）。
- 四 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例施設型給付費（第一項第一号に係るものを除く。第四十条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 五 前各項に定めるものほか、特例施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の特例施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。（地域型保育給付費の支給）

一 は、当該現に特別利用保育に要した費用の額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）から政令で定める額を限度として当該教育・保育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定めた額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

- 一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育を要した場合については、この限りでない。第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。）
- 二 地域型保育の有効期間内において、市町村が定める額を超過するときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定めた額を控除して得たときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき基準を定めたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定地

型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合には、零とする。）

- 二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えると
- 2 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えると
- 3 地域型保育の有効期間内において、市町村が定める額を超過するときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定めた額を控除して得たときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定地

育給付費の請求に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

#### (特例地域型保育給付費の支給)

**第三十条** 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

二 満三歳未満保育認定子どもが、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。

二 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対しても、該当する教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）に係るものに該当する教育・保育給付認定保護者が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。

三 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（特定利用地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき）。

<p>四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者に係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者に係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第五十二条第一項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（そ</p>	<p>四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額（から政令で定めた額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする）を基準として市町村が定める額</p>
<p>一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。）前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（そ</p>	<p>一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。）前条第三項第一号及び第四号の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聽かなければならない。</p>
<p>二 满三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであつて、第十九条第二号の内閣府令で定める事由（当該額が零を下回る場合には、零とする）を基準として市町村が定める額</p>	<p>二 满三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであつて、第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p>
<p>三 满三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであつて、第十九条第二号の内閣府令で定める事由（当該額が零を下回る場合には、零とする）を基準として市町村が定める額</p>	<p>三 满三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであつて、第十九条第二号の内閣府令で定める事由（当該額が零を下回る場合には、零とする）を基準として市町村が定める額</p>

<p>四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする）を基準として市町村が定める額</p>	<p>四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額（から政令で定めた額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする）を基準として市町村が定める額</p>
<p>一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。）前条第三項第一号及び第四号の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聽かなければならない。</p>	<p>一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。）前条第三項第一号及び第四号の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聽かなければならない。</p>
<p>二 满三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであつて、第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p>	<p>二 满三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであつて、第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p>
<p>三 满三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであつて、第十九条第二号の内閣府令で定める事由（当該額が零を下回る場合には、零とする）を基準として市町村が定める額</p>	<p>三 满三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであつて、第十九条第二号の内閣府令で定める事由（当該額が零を下回る場合には、零とする）を基準として市町村が定める額</p>

<p>三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（そ</p>	<p>三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（そ</p>
<p>三 第三十一条 第二款 施設等利用給付（支給要件） 第二款 施設等利用給付認定等</p>	<p>三 第三十一条 第二款 施設等利用給付（支給要件） 第二款 施設等利用給付認定等</p>
<p>三 第三十一条 第三款 第二款 施設等利用給付（支給要件） 第二款 施設等利用給付認定等</p>	<p>三 第三十一条 第三款 第二款 施設等利用給付（支給要件） 第二款 施設等利用給付認定等</p>
<p>三 第三十一条 第四款 第二款 施設等利用給付（支給要件） 第二款 施設等利用給付認定等</p>	<p>三 第三十一条 第四款 第二款 施設等利用給付（支給要件） 第二款 施設等利用給付認定等</p>
<p>三 第三十一条 第五款 第二款 施設等利用給付（支給要件） 第二款 施設等利用給付認定等</p>	<p>三 第三十一条 第五款 第二款 施設等利用給付（支給要件） 第二款 施設等利用給付認定等</p>

住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないときは、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。

市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病的状況の調査に日時を要することその他特別な理由がある場合には、当該申請のあつた日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないと、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないと、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとのみなすことができる。

次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていいものは、第一項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けた資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。

第一十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満

三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを除く。）に係る教育・保育給付認定保護者 前条第二号に掲げる小学校就学前子どもも、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」といいう。）に通知するものとする。

市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病的状況の調査に日時を要することその他特別な理由がある場合には、当該申請のあつた日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないと、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないと、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとのみなすことができる。

第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないと、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないと、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとのみなすことができる。

第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないと、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないと、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとのみなすことができる。

（施設等利用給付認定の有効期間）

**第三十条の六 施設等利用給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「施設等利用給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。（届出）**

**第三十条の七 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病的状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。**

**第三十条の八 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）の該当する第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもに係る施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。**

**二 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。**

**三 その他政令で定めるとき。**

**二 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。（内閣府令への委任）**

**第三十条の十 この款に定めるもののほか、施設等利用給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。**

**第三十条の十一 市町村は、施設等利用費の支給子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。）から当該確認に係る教育・保育等（以下「特定子ども・子育て支援提供者」といいう。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限られる。以下「特定子ども・子育て支援」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者につき、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満三歳に達する日以後の最初の三月**

**三十日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等（第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）を利用するときその他の必要があると認めるとときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。**

**第三十条の五第二項から第六項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。**

**四 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満三歳に達する日以後の最初の三月三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを除く。）に係る教育・保育給付認定保護者 前条第二号に掲げる小学校就学前子どもも、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定めるものに限る。）又は満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。）前条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。）前条第三号に掲げる小学校就学前子どもも、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定めるものに限る。）について、施設等利用費を支給する。**

**（特定教育・保育施設の確認）**

**第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設**

置者（国（国立大学法人法 平成十五年法律第百十一号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項 第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。）を除き、法人に限る。（以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

四 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他の子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならぬ。

（特定教育・保育施設の確認の変更）

第五十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員（第二十七条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下の款において同じ。）を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

（特定教育・保育施設の確認の変更）

第六条 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の設置者は、利

用定員（第二十七条第一項の確認において定められた利用定員をいう。）を增加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

（特定教育・保育施設の設置者の責務）

第七条 第二条第一項に規定する国立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。）を除き、法人に限る。（以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の設置者は、第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る教育・保育施設を現に利用している教育・保育給付認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議しなければならない。

（特定教育・保育施設の設置者）

第八条 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協定による公示がされたものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。又は認定こども園法第十三条第一項の規定による認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。又は認定こども園法第十三条第一項の規定による認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一日以内に当該特定教育・保育を受けていた者であつて、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（変更の届出等）

第九条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他内閣府令で定める事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（特定教育・保育施設の運営）

第十条 特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあつては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

（確認の辞退）

第十一条 特定教育・保育施設の設置者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を辞退することができる。

（二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下の号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同様の認定により都道府県の条例で定める要件も園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。）に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。又は認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一日以内に当該特定教育・保育を受けていた者であつて、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下の号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同様の認定により都道府県の条例で定める要件も園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。）に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。又は認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一日以内に当該特定教育・保育を受けていた者であつて、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下の号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同様の認定により都道府県の条例で定める要件も園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。）に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。又は認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一日以内に当該特定教育・保育を受けていた者であつて、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下の号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同様の認定により都道府県の条例で定める要件も園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。）に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。又は認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一日以内に当該特定教育・保育を受けていた者であつて、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。



もに係る教育・保育給付認定保護者の教育・保育に係る希望、当該教育・保育給付認定子ども<sup>の</sup>養育の状況、当該教育・保育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該教育・保育給付認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該教育・保育給付認定子ども<sup>の</sup>利用の要請を行うものとする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

## 第二款 特定地域型保育事業者

(特定地域型保育事業者の確認)

**第四十三条** 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行いう者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行いう事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)においては、その雇用する労働者の監護者)が、その雇用する労働者の監護者による満三歳未満保育認定子ども及び当該特定地域保育事業者に係る特定地域型保育事業を現に利用している満三歳未満保育認定子ども<sup>の</sup>総数が、その利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども<sup>の</sup>公正な方法で選考しなければならない。

3 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子ども<sup>の</sup>に対し適切な地域型保育を提供するとともに、市町村、教育・保育施設、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子ども<sup>の</sup>の置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子ども<sup>の</sup>の人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

## (特定地域型保育事業の基準)

### 第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準(以下「地域型保育事業の認可基準」という。)を遵守しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、其他の場合にあっては子どもの保護者その他

子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならぬ。

## (特定地域型保育事業者の確認の変更)

### 第四十四条 特定地域型保育事業者は、利用定員(第二十九条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第四十六条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。)を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認の変更を申請することができる。

2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び当該特定地域保育事業者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

## (特定地域型保育事業者の責務)

2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び当該特定地域保育事業者に係る特定地域型保育事業を現に利用している満三歳未満保育認定子ども<sup>の</sup>総数が、その利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども<sup>の</sup>公正な方法で選考しなければならない。

## 二 特定地域型保育事業に係る利用定員(第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十二条第一項第一号において同じ。)

1 特定地域型保育事業に係る利用定員(第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十二条第一項第一号において同じ。)は、内閣府令で定める基準を参考するものとする。

## 三 都道府県知事

2 都道府県知事は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

## 四 内閣総理大臣

3 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、特定地域型保育の取扱いに関する部分についてこども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

## 五 特定地域型保育事業者

4 特定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第四十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者との他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

## 六 第四十七条

5 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

## 七 市町村長

2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

## 八 第五十一条

3 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業者であつた者若しくは特定地域型保育事業所の職員であつた者(以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に關係する物質問題させ、若しくは特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に關係ある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

## 九 者に係る第二十九条第一項の確認を辞退することができる。

### (市町村長等による連絡調整又は援助)

#### 一 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、

次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参考するものとする。

#### 二 都道府県知事

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

#### 三 市町村

2 特定地域型保育事業者は、内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参考するものとする。

#### 四 内閣総理大臣

2 特定地域型保育事業者は、内閣府令で定める基準及び秘密の保持等並びに小学校就学前子ども<sup>の</sup>健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるものとする。

#### 五 都道府県知事

2 都道府県知事は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

#### 六 内閣総理大臣

2 内閣総理大臣は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な助言その他の援助を行うことができる。

#### 七 市町村長

2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

#### 八 第五十一条

3 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業者であつた者若しくは特定地域型保育事業所の職員であつた者(以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に關係する物質問題させ、若しくは特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に關係ある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十三條第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第五十一条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 地域型保育事業の認可基準に従つて地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な運営を行つたとき。

二 第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従つて地域型保育事業の運営をしていない場合。

合 当該基準を遵守すること。

三 第四十六条第五項に規定する便宜の提供をつて地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合。当該便宜の提供を適正に行うこと。

四 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

五 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくして適正に行つていらない場合。当該便宜の提供を適正に行うこと。

六 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができない。

七 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができない。

八 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができない。

九 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができない。

十 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができない。

十一 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第十五条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 特定地域型保育事業者が、第四十五条第五項の規定に違反したと認められるとき。

二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従つて地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育

事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 特定地域型保育事業者が、第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従つて地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなつたとき。

四 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に關し不正があつたとき。

五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第五十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者の他の政令で定める使人のうちには、特定地域型保育事業者が、同項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者(以下「特定教育・保育提供者」という)は、第三十三条第六項又は第四十五条第五項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

二 前項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者(政令で定める者を除く)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに

準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第四十三条第一項の申請をすることができない。

(公示)

第五十三条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定地域型保育事業者の名称、当該特定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第二十九条第一項の確認をしたとき。

二 第四十八条の規定による第二十九条第二項の確認があつたとき。

三 前条第一項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは部の効力を停止したとき。

四 市町村によるあつせん及び要請(市町村による届出をなされなければならない)。

五 第五十四条 市町村は、特定地域型保育事業に必要な情報の提供を行うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の地域型保育に係る希望、当該満三歳未満保育認定子どもとの養育の状況、当該教育・保育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該満三歳未満保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあつせんを行うとともに、必要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、当該満三歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。

六 第二項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行つた市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行つた市町村長等にも届出しなければならない。

七 市町村長等は、前三項の規定による届出が適正になされたるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

第五十四条 前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行つた特定教育・保育提供者(同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあっては、同項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者を除く)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対する報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に係る教育・保育施設若しくは地域型保育事業所・事務所その他の教育・保育の提供に係る場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ

一 その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所(その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。)が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 市町村長

二 その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 都道府県知事

三 前項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行つた同項各号に定める者(以下この款において「市町村長等」という。)に届け出なければならぬ。

四 第二項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行つた市町村長等以外の市町村長等に届出を行つた市町村長等に届出を行つた市町村長等にも届出しなければならぬ。

五 市町村長等は、前三項の規定による届出が適正になされたるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

第五十五条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育提供者」という)は、第三十三条第六項又は第四十五条第五項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

二 特定地域型保育事業を行う者(政令で定める者を除く)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに

区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

三 内閣総理大臣又は都道府県知事が前項の権限を行うときは、当該特定教育・保育提供者に係

る確認を行った市町村長（次条第五項において「確認市町村長」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

3 市町村長は、その行つた又はその行おうとする確認に係る特定教育・保育提供者における前

条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることがある。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。

5 第十三条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について、それぞれ準用する。（勧告（命令等））

第五十七条 第五十五条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行つた特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者を除く。）が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 市町村長等は、前項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がない場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長等は、前項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がない場合は、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第三項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めることとする。

り、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。

#### 第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表

告及び公表

第五十八条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするとき

その他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとするものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。

4 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、特定教育・保育提供者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適當であると認めることは、理由を付して、その旨をその確認を行つた市町村長に通知しなければならない。

るときは、理由を付して、その旨をその確認を行つた市町村長に通知しなければならない。

都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする

小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる

機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報を該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

#### 第二節 特定子ども・子育て支援施設等（特定子ども・子育て支援施設等の確認）

第五十八条の二 第三十条の十一第一項の確認

（特定子ども・子育て支援施設等による報告は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。）

（特定子ども・子育て支援提供者の責務）

第五十八条の三 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもに対し適切な特定子ども・子育て支援を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定子ども・子育て支援を小学校就学前子どもに置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うよう努めなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない。

4 第七条第十項第八号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

5 第七条第十項第七号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

6 第七条第十項第六号に掲げる事業（児童福祉法第三十四条の十三の内閣府令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。））

7 第七条第十項第七号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

8 第七条第十項第八号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

たものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）

二 幼稚園 設置基準（幼稚園に係るものに限る。）

三 特別支援学校 設置基準（特別支援学校に係るものに限る。）

四 第七条第十項第四号に掲げる施設（同号の内閣府令で定める基準）

五 第七条第十項第五号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

六 第七条第十項第六号に掲げる事業（児童福祉法第三十四条の十三の内閣府令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。））

七 第七条第十項第七号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

八 第七条第十項第八号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

九 第七条第十項第六号に掲げる事業（児童福祉法第三十四条の十三の内閣府令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。））

10 第七条第十項第七号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

11 第七条第十項第八号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

12 第七条第十項第六号に掲げる事業（児童福祉法第三十四条の十三の内閣府令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。））

13 第七条第十項第七号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

14 第七条第十項第八号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

15 第七条第十項第六号に掲げる事業（児童福祉法第三十四条の十三の内閣府令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。））

16 第七条第十項第七号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

17 第七条第十項第八号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

18 第七条第十項第六号に掲げる事業（児童福祉法第三十四条の十三の内閣府令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。））

19 第七条第十項第七号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

20 第七条第十項第八号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

21 第七条第十項第六号に掲げる事業（児童福祉法第三十四条の十三の内閣府令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。））

22 第七条第十項第七号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

23 第七条第十項第八号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

24 第七条第十項第六号に掲げる事業（児童福祉法第三十四条の十三の内閣府令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。））

25 第七条第十項第七号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

26 第七条第十項第八号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

たものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）

二 幼稚園 設置基準（幼稚園に係るものに限る。）

三 特別支援学校 設置基準（特別支援学校に係るものに限る。）

四 第七条第十項第四号に掲げる施設（同号の内閣府令で定める基準）

五 第七条第十項第五号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

六 第七条第十項第六号に掲げる事業（児童福祉法第三十四条の十三の内閣府令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。））

七 第七条第十項第七号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）

八 第七条第十項第八号に掲げる事業（同号の内閣府令で定める基準）



業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなつたとき。  
**五 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十条の八第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。**

**六 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第五十八条の八第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。**

**七 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第三十条の十一第一項の確認を受けたとき。**

**八 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。**

**九 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。**

**十 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。**

**十一 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。**

**前項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行ふ者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準**

する日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第五十八条の二の申請をすることができない。

**（公示）**

には、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

**第五十八条の十一** 市町村長は、次に掲げる場合に、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

**一 第三十条の十一第一項の確認をしたとき。**

**二 第五十八条の六第一項の規定による第三十条の十一第一項の確認の辞退があつたとき。**

**三 前条第一項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。**

**（都道府県知事に対する協力要請）**

**第五十八条の十二** 市町村長は、第三十条の十一第一項及び第五十八条の八から第五十八条の十までに規定する事務の執行及び権限の行使に関する事務に係る市町村が定めたところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行ふものとする。

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

**二 教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等の保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受**

ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要な量の範囲内のもの）を除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

**三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業**

**イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育・特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。）を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの**

**ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供する費用として市町村が定めるもの**

**四** **四 第五十九条** 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行ふものとする。

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に關する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

**二 教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等の保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受**

**三 第五十九条の二** 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二条項に規定する業務を目的とするものその他の事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るもの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

**四 第五十九条の二** 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

**五 第六十一条** 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の能力を活用した特定教育・保育施設等の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの

**六 第六十二条** 内閣総理大臣は、教育・保育子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

**七 第六十三条** 内閣総理大臣は、教育・保育子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

**八 第六十四条** 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援の体制の確保その他の教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ど

も・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参考すべき標準その他当該市町子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるものほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他の子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

2 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）

（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）

6 第六十二条 第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であつて、前各号に掲げる事項を定めるものとする。

二 保護をする子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

5 市町村は、教育・保育提供区域における子どもの保護者の特定教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どものも及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

（都道府県知事の助言等）

二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のため講ずる措置に関する事項

五 保護をする子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

七 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合には、その意見を、その他の場合にあつては、子どもの保護者その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施設を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

八 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

九 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

二 保護をする子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 教育・保育情報の公表に関する事項

五 保護をする子どもの養育環境の整備に関する事項

六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

七 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合には、その意見を、その他の場合にあつては、子どもの保護者その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施設を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

八 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつては、その意見を、その他の場合にあつては、子どもの保護者その他の子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならぬ。

九 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

**第六十四条** 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(第六章 費用等)

**(市町村の支弁)** 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 市町村が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用

二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用

三 市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び第五号において同じ。)が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用

四 国、都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共にして設立する公立大学法人を含む。次号及び次条第二号において同じ。)又は市町村が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校を除く。)に係る施設等利用費の支給に要する費用

五 国、都道府県及び市町村以外の者が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用

六 地域子ども・子育て支援事業に要する費用(都道府県の支弁)

**第六十六条** 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用

二 都道府県が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用は、国の支弁とする。

(国の支弁)

**第六十六条の二** 国(国立大学法人法第一条第一項に規定する国立大学法人を含む。)が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用は、国の支弁とする。

(抛出金の施設型給付費への充当)

**第六十六条の三** 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、前条第二項に規定する特定子ども(第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども)の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額(以下「施設型給付費等負担対象額」という。)であつて、満三歳未満保育認定子ども(第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども)のうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条において同じ。)に係る同号及び第六十八条第一項において「抛出金充當額」という。を第六十九条第一項に規定する抛出金をもつて充てる。

**第六十七条** 全国的な事業主の団体は、前項の割合に關し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

**(都道府県の負担等)** 第六十七条 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から抛出金充當額を控除した額の四分の一を負担する。

**第六十八条** 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から抛出金充當額を合算した額を交付する。

**第六十九条** 政府は、児童手当の支給に要する費用(児童手当法第十八条第一項に規定するものに限る。)次条第二項において「抛出金対象児童手当費用」(第七号に係る手当費用)といふ。第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用(施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。)次条第二項において「抛出金対象施設型給付費等費用」といふ。)地域子ども・子育て支援事業(第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。)に要する費用(次条第二項において「抛出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」といふ。)から、抛出金を徴収する。

**第七十条** 抛出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百九号)第三条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をしていく被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものと除く。次項において「賦課標準」という。)に抛出金率を乗じて得た額の総額とする。

**第七十一条** 前項の抛出金率は、抛出金対象施設型給付費等費用及び抛出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第一項の規定により国が負担する額(満三歳未満保育認定子どもに係るものに限る。)、同条第三項の規定により国が交付する額及び児童手当法第十八条第一項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、千分の四・五以内において、政令で定める。

**(抛出金の額)** 第六十八条 第二項第一号に規定する都道府県が設置する特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用は、一般事業主は、抛出金を納付する義務を負う。

(第六十八条)

**第六十八条** 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から抛出金充當額を控除した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び抛出金充當額を合算した額を交付する。

2 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、前条第二項の政令で定めるところにより算定した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額を交付する。

3 国は、政令で定めるところにより、市町村に係る同条第六号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

4 第六十九条 政府は、児童手当の支給に要する費用(児童手当法第十八条第一項に規定するものに限る。)次条第二項において「抛出金対象児童手当費用」(第七号に係る手当費用)といふ。第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用(施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。)次条第二項において「抛出金対象施設型給付費等費用」といふ。)地域子ども・子育て支援事業(第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。)に要する費用(次条第二項において「抛出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」といふ。)から、抛出金を徴収する。

**第七十二条** 一般事業主は、抛出金を納付する義務を負う。

る連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

(抛出金の額)

**第七十二条** 抛出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額(育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百九号)第三条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をしていく被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものと除く。次項において「賦課標準」という。)に抛出金率を乗じて得た額の総額とする。

**第七十三条** 前項の抛出金率は、抛出金対象施設型給付費等費用及び抛出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第一項の規定により国が負担する額(満三歳未満保育認定子どもに係るものに限る。)、同条第三項の規定により国が交付する額及び児童手当法第十八条第一項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、千分の四・五以内において、政令で定める。

3	内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。
4	全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に關し、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。
5	（拠出金の徵収方法）
6	第七十一条 拠出金の徵収については、厚生年金保険の保険料その他の徵収金の徵収の例による。
7	前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徵収金の例により徵収する徴収金（以下「拠出金等」という。）の徵収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。
8	前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による处分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構（以下この条において「機構」という。）に行わせるものとする。
9	厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。（この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。
10	厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、國税庁長官に委任する。

1	（特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事務の処理）
2	市町村は、条例で定めるところにより、第一項から第八項までの規定による拠出金等の取立てに關する事務を、当該拠出金等の取立てに關して便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めるものとする。
3	（期間の計算）
4	（期間の計算）
5	（期間の計算）
6	（期間の計算）
7	（期間の計算）
8	（期間の計算）

1	（期間の計算）
2	（期間の計算）
3	（期間の計算）
4	（期間の計算）
5	（期間の計算）
6	（期間の計算）
7	（期間の計算）
8	（期間の計算）

1	（職員の質問に対する答弁）
2	（職員の質問に対する答弁）
3	（職員の質問に対する答弁）
4	（職員の質問に対する答弁）
5	（職員の質問に対する答弁）
6	（職員の質問に対する答弁）
7	（職員の質問に対する答弁）
8	（職員の質問に対する答弁）

税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までにおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条第四項、第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関（以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。）の意見を聞く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の意見を聞く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関（次号において「都道府県合議制機関」という。）の意見を聞く部分に限る。）に係る部分を除く。）及び第十三条の規定による第七章の規定並びに附則第四条、第十二条及び第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。）に係る部分を除く。）及び第十三条の規定による第十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。）及び第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。）、第四十三条の規定による第十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。）及び第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定

一日  
三 附則第十条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日  
四 附則第七条ただし書及び附則第八条ただし書の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日（検討等）  
第二条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る

給付を子ども・子育て支援給付とすることにつけて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
二 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第一百二十号）の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。  
四 政府は、前三項に定める事項のはか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
第二条の二 政府は、質の高い教育・保育の他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。  
(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聞く部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定

2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十二条、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第二十八条第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十三条の三第二項の規定は適用しない。  
3 第一項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの人から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもとのみなす。ただし、当該市町村が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。  
(特定地域型保育事業者に関する経過措置)

第五条 第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「同じ。」あるのは、「同じ。」及び同法附則第二条第一項の給付とする。  
(保育所に係る委託費の支払等)

手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。  
**第七条** この法律の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の規定による改正前の認定こども園法第七条第一項に規定する認定こども園（国の設置するものを除き、施行日ににおいて現に法人以外の者が設置するものを含む。）幼稚園（国の設置するものを除き、施行日ににおいて現に法人以外の者が設置するものを含む。）又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 第四項の規定により徴収される費用を、指定費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。前項の規定による費用の徴収は、これを保育の滞納処分の例により処分することができる。  
(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)

**第九条** 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第二十七条第三項、第二十八条第二項第一号及び第二号並びに第三十条第二項第二号及び第四号の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の額も、同一の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額と

当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育の規定により保育所における保育を行うため、施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する国税及び地方税に次ぐものとする。）第四項の規定により市町村が同項に規定する場合における児童福祉法及び児童額を徴収する場合における徴収金の先取特権の順位は、

イ この法律の施行前の私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第九条の規定による私立幼稚園（国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む）、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）の経常的経費に充てるための国の補助金の総額（以下この項において「国の補助金の総額」という。）、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）ロ 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額トイの内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を勘案して市町村が定める額

二 特例施設型給付費の支給 次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特定教育・保育 次の（1）及び（2）に掲げる額の合計額

（1） 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特定教育・保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該額が零を下回る場合に、零とする。）を基準として市町村が定める額

(2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額と（1）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額との他の事情を参考して市町村が定める額

特別利用保育 次の（1）及び（2）に掲げる額の合計額

- (1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特別利用保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
- (2) 特例地域型保育給付費の支給 次のイ又はロに掲げる保育の区分に応じ、それぞれ又はロに定める額

イ 特別利用地域型保育 次の（1）及び（2）に掲げる額の合計額

- (1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行つた特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
- (2) 特例地域型保育給付費の支給 次の（1）及び（2）に掲げる額の合計額

(2) 当該特定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と（1）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

口 特例保育 次の（1）及び（2）に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特例保育を行った施設又は事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

当該特例保育を行う施設又は事業所の所在する地域の実情、特例保育に通常要する費用の額と（1）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参照して市町村が定める額

内閣総理大臣は、前項第一号イ、第二号イ（1）及びロ（1）並びに第三号イ（1）及びロ（1）の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならぬる額に係る部分を除く。）とする。

3 第一項の場合における第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「同条第二号に掲げる費用」とあるのは、「同条第二号に掲げる費用（附則第九条第一項第一号ロ、第二号イ（2）及びロ（2）並びに第三号イ（2）及びロ（2）に掲げる額に係る部分を除く。）」とする。

4 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、第一項第一号ロ、第二号イ（2）及びロ（2）並びに第三号イ（2）及びロ（2）に掲げる額に係る部分の一部を補助することができる。

(保育の需要の増大等への対応)  
**第十一条** 旧児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育緊急確保事業」という。）のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第五十六条の八第二項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従つて当該保育緊急確保事業を行うものとする。

2 特定市町村以外の市町村（以下この条において「事業実施市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育緊急確保事業」という。）のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第五十六条の八第二項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従つて当該保育緊急確保事業を行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 国は、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育緊急確保事業に要する費用の一部を補助することができない。

5 市町村が、保育緊急確保事業を実施しようとするときは、当該保育緊急確保事業が円滑に実施されるよう必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（施行前の準備）

る部分に限る。)、第四十六条第三項の内閣府令で定める基準(特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。)、同項第二号の内閣府令(特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。)、第六十条第一項の基本指針並びに附則第九条第一項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ(1)の基準を定めようとするときは、施行日前においても第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くことができる。

**第十二条** 前条に規定するもののほか、この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第二十条の規定による支給認定の手続、第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続、第五十四条の規定による情報の提供等、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備、第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備、第七十四条の規定による子ども・子育て会議の委員の任命に関し必要な行為その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。(政令への委任)

**(保育充実事業)** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**第十三条** 保育の実施への需要が増大しているものとして内閣府令で定める要件に該当する市町村(以下この条において「特定市町村」といいう。)は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るために、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの(以下この条において「保育充実事業」という。)のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業に従つて当該保育充実事業を行うことができる。

**第十四条** 保育の実施への需要が増大しているものとして内閣府令で定める要件に該当する市町村(以下この条において「特定市町村」といいう。)は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るために、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの(以下この条において「保育充実事業」という。)のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業に従つて当該保育充実事業を行うことができる。

**第十五条** 国は、子ども・子育て支援法の一部改正する法律(令和元年法律第七号。次項及び附則第二十二条において「平成三十一年改正法」という。)の施行により地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に定められた支援事業に必要な費用についての負担が増大すること並びに社会保障の安定財源の確保等を図ることのため、当該市町村子ども・子育て支援事業計画の税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行による地方公共団体の地方消費税及び地方消費税交付金(地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものと認めるものを市町村子ども・子育て支援事業に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業のうち必要があるときは、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業に従つて当該保育充実事業を行うことができる。

**第十六条** 総務大臣は、前条第三項の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を、平成三十一年三月に決定し、これを当該都道府県又は当該市町村に通知しなければならない。  
(子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

**第十七条** 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付するも

業計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて当該保育充実事業を行うことができる。

**第十八条** 事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育充実事業に要する費用の一部を補助することができる。

**第十九条** 特定市町村又は事業実施市町村を包括する都道府県は、保育充実事業その他の保育の需要に応ずるため特定市町村又は事業実施市町村の取組を支援するため、小学校就学前子ども・子育てに係る子ども・子育て支援に関する施策であることを対処するため、平成三十一年度に限り、都道府県及び市町村に対して、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する。

**第二十条** 特定市町村は、第一項又は前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議しなければならない。

**第二十一条** 事業実施市町村その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。

**第二十二条** 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議しなければならない。

**第二十三条** 各都道府県又は各市町村に対して交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額は、子ども・子育て支援臨時交付金の額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県又は各市町村に係る次に掲げる額の合算額により按分した額とする。

**第二十四条** 政府は、令和三年十月一日から令和九年三月三十一日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、第五十九条の二第一項に規定するものほか、その雇用する労働者に係る育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生産性の向上を図るために、該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいたり認められる事業主に対し、助成及び援助を行う事業を行なうことができる。

**第二十五条** 国は、子ども・子育て支援法の一部改正する法律(令和元年法律第七号。次項及び附則第二十二条において「平成三十一年改正法」という。)の施行により地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として総務省令で定める費用に限り、各都道府県及び各市町村が負担すべき費用に相当するものばかり、その雇用する労働者に係る育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生産性の向上を図るために、該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいたり認められる事業主に対し、助成及び援助を行う事業を行なうことができる。

**第二十六条** 総務大臣は、前条第三項の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を、平成三十一年三月に決定し、これを当該都道府県又は当該市町村に通知しなければならない。

**第二十七条** 子ども・子育て支援臨時交付金の算定の時期

のとされる地方消費税に係る交付金をいう。)の増収見込額(次項において「地方消費税増収見込額」という。)が平成三十一年度において平成三十二年度以降の各年度に比して過小であることに対処するため、平成三十一年度に限り、都道府県及び市町村に対して、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する。

**第二十八条** 子ども・子育て支援臨時交付金の総額は、平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用の状況並びに同年度における地方消費税増収見込額の状況を勘案して予算で定める額(次項及び附則第二十二条第二項において「子ども・子育て支援臨時交付金総額」という。)とする。

**第二十九条** 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。

**第三十条** 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

**第三十一条** (子ども・子育て支援臨時交付金特別会計における子ども・子育て支援臨時交付金の経理等)

**第三十二条** 都道府県及び市町村は、交付を受けた子ども・子育て支援臨時交付金の額を、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるものとする。

**第三十三条** (交付税及び譲与税配付金特別会計における子ども・子育て支援臨時交付金の経理等)

**第三十四条** 子ども・子育て支援臨時交付金の交付にかかる経理は、平成三十一年度に限り、特別会計に関する経理は、平成三十一年度に限り、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号。以下この条において「特別会計法」といいう。)第二十一条の規定にかかるわらず、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「交付税及び譲与税配付金特別会計」という。)において行うものとする。

**第三十五条** 都道府県及び市町村は、交付を受けた子ども・子育て支援臨時交付金の額を、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるものとする。

**第三十六条** 各都道府県又は各市町村が負担すべき費用に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入しない。

(地方財政審議会の意見の聽取)

**第二十三条** 総務大臣は、子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第十六条の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聽かなければならぬ。

**第二十四条** 附則第十八条及び第十九条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(総務省令への委任)

**第二十五条** 附則第十五条から前条までに定めるもののほか、子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

### 附 則 (平成二四年八月二二日法律第六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日

二 及び三 略

**四** 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に第一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同法第二十条、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十九号、第一百三十九条及び第一百四十条の改正規定、同法附則第四条の一、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六

年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定、第十九项及び第十二条の四の二の改正規定、同法第三十九条第三号の改正規定を除く)、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定(「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める部分を除く)、及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、並びに第二十六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第三十四条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条、第四十三条规定、第四十四条、第四十七条から第五十条まで、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(その他の経過措置の政令への委任)

(その他の経過措置の政令への委任)

**五** 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同法第二十条、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十九号、第一百三十九条及び第一百四十条の改正規定、同法附則第四条の一、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六

年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定、第十九项及び第十二条の四の二の改正規定、同法第三十九条第三号の改正規定を除く)、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定(「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める部分を除く)、及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)並びに第二十六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第三十四条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条、第四十三条规定、第四十四条、第四十七条から第五十条まで、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(その他の経過措置の政令への委任)

(その他の経過措置の政令への委任)

**六** 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同法第二十条、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十九号、第一百三十九条及び第一百四十条の改正規定、同法附則第四条の一、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六

年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定、第十九项及び第十二条の四の二の改正規定、同法第三十九条第三号の改正規定を除く)並びに同法附則第九条の規定、附則第十八条中子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)附則第六条第二項の改正規定及び附則

に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものによる。

(地方財政審議会の意見の聽取)

**第二十三条** 総務大臣は、子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第十六条の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を決定しようとするとする場合には、地方財政審議会の意見を聽かなければならぬ。

**第二十四条** 附則第十八条及び第十九条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(総務省令への委任)

### 附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

**第二** 略

### 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

### 附 則 (平成二八年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

### 附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(政令への委任)

### 附 則 (平成二八年六月三日法律第六三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(政令への委任)

### 附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(政令への委任)

### 附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(政令への委任)

### 附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(政令への委任)

### 附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(政令への委任)

に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものによる。

不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為に對する行政の取扱いの訴えであつて、この法律の施行前にされたものについては、なお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

二 不服申立てに対する行政の取扱いの訴えであつて、この法律の施行前にされたもの(罰則に關する経過措置を含む)は、政令で定めた。

三 不服申立てに対する行政の取扱いの適用については、なお從前の例による。

四 前項に規定するもののが、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとされるものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

五 他の経過措置の政令への委任

(罰則に關する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

六 この法律の規定による改正前の法律の規定提起しないでこの法律の施行前にこれを提起する場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求



(施行前の準備)  
第二条 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、この法律による改正後の子ども・子育て支援法(以下「新法」という。)第三十条の五の規定による同条第一項の認定の手続、新法第五十八条の二の規定による新法第三十条の十一第一項の確認の手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(特定子ども・子育て支援施設等に関する経過措置)  
第三条 この法律の施行の際現に存する新法第七条第十項第二号に規定する幼稚園又は同項第三号に規定する特別支援学校については、施行日に、新法第三十条の十一第一項の確認があつたものとみなす。ただし、当該幼稚園又は特別支援学校の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(児童福祉法第五十九条の一第一項に規定する施設に関する経過措置)  
第四条 新法第八条に規定する子育てのための施設等利用給付については、令和十二年三月三十日までの間は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたもの並びに新法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を除く。)を同号に掲げる施設とみなして、新法(第五十八条の四第一項(第四号に係る部分に限る)、第五十八条の九第一項(第一号に係る部分に限る))及び新法第十一条(第一号に係る部分に限る)の規定による同条第一項(第一号に係る部分に限る)を除く。)を適用する。

市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、施行日から起算して五年を経過する日までの間、当該市町村における保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘査して特に必要があると認めるときは、当該市町村の条例で定めるところにより、前項の規定により新法第七条第四号に掲げる施設とみなされる施設に係る新法第三十条の十一第一項の規定による施設等利用費の支給について、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である当該市町村の条例で定める基準は、同号の内閣府令で定めた基準を超えない範囲内において定めるものとする。

3  
附 則 (令和二年六月一〇日法律第四一)  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十条の二の規定  
二 第十五条及び第十六条の規定  
附 則 (令和二年六月一〇日法律第四一)  
(施行期日)  
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中子ども・子育て支援法附則第十四条の次に一条を加える改正規定 令和三年五月一日

設のうち当該市町村の条例で定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとす

ることができる。この場合において、当該市町村の条例で定める基準は、同号の内閣府令で定めた基準を超えない範囲内において定めるものとする。

3  
前項の市町村の条例が定められた場合における第一項の規定の適用については、同項中「新法(第五十八条の四第一項(第四号に係る部分に限る)、第五十八条の九第一項(第一号に係る部分に限る))及び」とあるのは、「新法(二

四第一項第四号中「同号の内閣府令」とあり、及び新法第五十八条の九第一項第一号中「第七条第十項各号(第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。)に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令」とあるのは、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号)」附則第四条第二項の市町村の条例」とする。

(検討)  
第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

二 所在市町村確認を受けていない地域型保育事業所(施行日から起算して二月を経過した日)に所在市町村確認がされたときは、当該地域型保育事業所のこの法律の施行の日(以下この条から施行日といふ。)にその効力を失う。

一 所在市町村確認(地域型保育事業所の所在地の市町村の長による確認をいう。以下この条において同じ。)を受けている地域型保育事業所(この法律の施行の日(以下この条から施行日といふ。)にその効力を失う。)

二 所在市町村確認を受けていない地域型保育事業所(施行日から起算して二月を経過した日)に所在市町村確認がされたときは、当該地域型保育事業所のこの法律の施行の日(以下この条から施行日といふ。)にその効力を失う。

三 第一条第二号に掲げる地域型保育事業所が受けている他の市町村確認の効力については、同号に定める日(前項の場合にあつては、同項に規定する所在市町村確認がされた日)の前日までの間、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第一条 この法律は、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により從前の國の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の規定により從前の國の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

二 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の國の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

三 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の國の機関に対して申請、届出その他の手続を行っていないものについては、法令に別段の定めがないもののか、この法律の施行後は、これ以前に従前の國の機関に対してその手続がされたもののか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してその手続がされて、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)  
第二条 政府は、子ども・子育て支援に関する施設の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対策法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織

(子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 この法律の施行の際現に地域型保育事業所(子ども・子育て支援法第四十三条第一項に規定する地域型保育事業所をいう。以下この条において同じ。)について他市町村確認(地域型保育事業所の所在地の市町村以外の市町村の長による確認(同法第二十九条第一項の確認をうなづき、必要な措置を講ずるものとする。))を受けている場合は、当該市町村確認は、次の各号に掲げる当該地域型保育事業所の区分に応じ、当該各号に定められた日に、その効力を失う。

一 所在市町村確認(地域型保育事業所の所在地の市町村の長による確認をいう。以下この条において同じ。)を受けている場合には、当該市町村確認は、次の各号に定められた日に、その効力を失う。

二 所在市町村確認を受けていない地域型保育事業所(施行日から起算して二月を経過した日)に所在市町村確認がされたときは、当該地域型保育事業所のこの法律の施行の日(以下この条から施行日といふ。)にその効力を失う。

三 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この法律は、令和四年六月二二日法律第六十六条(号)抄 (令和四年六月一五日法律第六十六条(号)抄)

第一条 この法律は、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により從前の國の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の規定により從前の國の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

二 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の國の機関に対して申請、届出その他の手続を行っていないものについては、法令に別段の定めがないもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してされた申請、届出その他の手続がされて、新法令の規定を適用する。

三 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の國の機関に対して申請、届出その他の手続を行っていないものについては、法令に別段の定めがないもののか、この法律の施行後は、これ以前に従前の國の機関に対してその手續がされたもののか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してその手續がされて、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)  
第二条 政府は、子ども・子育て支援に関する施設の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対策法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織



同法第八十一条の改正規定、同法第八十二条第一項の改正規定（「第三十条の三」の下に「及び第三十条の十三」を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法附則第二条の二及び第三条の改正規定並びに同法附則第三十一条の改正規定（同法附則第三十一条から加える改正規定（同法附則第三十一条から第三十三条までに係る部分に限る。））並びに附則第六条の規定

## 六 次に掲げる規定 令和八年十月一日

イ 第一条中子ども・子育て支援法の目次の改正規定（（第四章の二）仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）を「／第四章の二 仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）／第四章の三 働き方等の多様化に対応した子育て支援事業（第五十九条の三）／」に改める部分に限る。）、同法第五十九条の二の次に一章を加える改正規定、同法第六十条第一項の改正規定（「及び仕事・子育て両立支援事業」を「、仕事・子育て両立支援事業及び働き方等の多様化に対応した子育て支援事業」に改める部分に限る。）及び同条第二項第一号の改正規定（（及び仕事・子育て両立支援事業）を「、仕事・子育て両立支援事業及び働き方等の多様化に対応した子育て支援事業」に改める部分に限る。）は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

**第四十六条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。